

静岡県告示第236号

指定都市内における県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱（平成25年静岡県告示第929号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の移転又は分散をいう。ただし、この要綱に基づく補助金（事業継続計画がない企業等が行った工場等の移転に係るものに限る。）又は県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱（平成25年12月20日付け商企第174号経済産業部長通知）に基づき補助金（事業継続計画のない企業等が行った工場等の移転に係るものに限る。）の交付を受けた市町が交付した補助金の交付を受けた企業等が行う工場等の移転又は分散及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けた工場等（この要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等有するものに限る。）又は県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた市町が交付した補助金の交付を受けた工場等（県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた市町が交付した補助金の交付を受けた企業等有するものに限る。）の移転又は分散を除く。</p> <p>ア 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 企業等が、その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の移転又は分散をいう。ただし、この要綱に基づく補助金（事業継続計画がない企業等が行った工場等の移転に係るものに限る。）又は県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱（平成25年12月20日付け商企第174号経済産業部長通知）に基づき補助金（事業継続計画のない企業等が行った工場等の移転に係るものに限る。）の交付を受けた市町が交付した補助金の交付を受けた企業等が行う工場等の移転又は分散及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けた工場等（この要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等有するものに限る。）又は県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた市町が交付した補助金の交付を受けた工場等（県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた市町が交付した補助金の交付を受けた企業等有するものに限る。）の移転又は分散を除く。</p> <p>ア 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 企業等が、その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18</p>

年法務省令第13号) 第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。)と共同して、事業継続計画等で重要業務と位置付けた業務を行うための工場等の建物の新築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。

イ～ケ (略)

(7) (略)

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成25年度から令和4年度までの分の補助金に適用する。

年法務省令第13号) 第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。以下同じ。)と共同して、事業継続計画等で重要業務と位置付けた業務を行うための工場等の建物の新築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。

イ～ケ (略)

(7) (略)

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成25年度から令和14年度までの分の補助金に適用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。